

地域医療構想の推進について

1 地域医療構想に向けた各圏域での取組状況

調整会議等の開催状況(令和2年度)

(8月31日現在)

月	神戸	阪神		東播磨	北播磨	播磨姫路		但馬	丹波	淡路
		阪神南	阪神北			中播磨	西播磨			
4										
5										
6										
7			7/31本会		書面決議	7/15地域部会	7/22地域部会	7/30本会		書面決議
8	8/28病床機能検討部会	8/25本会		8/20本会			8/7地域における意見交換会		7/16本会	

本会・地域部会：地域医療構想調整会議等

(主な説明・協議事項)

- ① 公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について
- ② R1年度病床機能報告(暫定値)及びR1年度病院アンケート結果の共有
- ③ 令和2年度病床機能転換推進・医療機関再編統合等支援事業の審議
- ④ 令和3年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業の審議 など

2 令和元年度病床機能報告(稼働病床) ※暫定値であるため、今後値が変更する可能性があります

病床機能	H30年度①	R1年度②	R7年必要③	増減②-①	比較②-③
高度急性期	6,591	6,409	5,901	△182	508
急性期	24,190	23,133	18,257	△1,057	4,876
回復期	7,893	8,583	16,532	690	△7,949
慢性期	13,937	13,463	11,765	△474	1,698
計	52,611	51,588	52,455	△1,023	△867
非稼働病床	2,718	2,610	-	△108	-

※暫定値：令和2年6月末時点で報告のあった数値より集計

対象医療機関数：495 (病院:317 有床診療所:178)

報告医療機関数：468 (病院:313 有床診療所:155)

報告率(R2.6末時点)：94.5%

R1年度(暫定値)は、H30年度と比較して全体の稼働病床が1,023床減少している。内訳としては、急性期が1,057床、慢性期が474床減少した一方、回復期は690床の増加となっている。

また、2025年必要病床数との比較では、急性期は4,876床、慢性期は1,698床過剰であり、回復期は7,949床不足している。今後については、圏域毎の状況も鑑みながら、病床機能転換等を推進し、病床機能の分化・連携を図る。

3 国による「重点支援区域」の選定について

前回の本部会（令和2年3月13日開催）の承認を経て、令和2年3月27日付で厚生労働省に対し申請していた、次の「構想区域」及び「医療機能再編等の対象となる医療機関」については、令和2年8月25日付けで「重点支援区域」に選定された。

今後は、地域医療構想調整会議における医療機関の自主的な取組みを基本とし、関係者の合意に基づき行われる今回の再編統合について、国と共同により、医療介護推進基金などを活用した支援を実施する。

（構想区域）

「阪神区域」

（医療機能再編等の対象となる医療機関）

市町	医療機関名	設置主体	許可病床数	統合新病院（案）
伊丹市	市立伊丹病院	伊丹市	414床	600床
	近畿中央病院	公立学校共済組合	445床	
川西市	市立川西病院	川西市	250床	405床
	協立病院	医療法人協和会	313床	

（国による支援）

技術的支援（圏域・病院）	財政的支援（病院）
<ul style="list-style-type: none">・地域の医療提供体制や対象医療機関に関するデータ分析・関係者との意見調整の場への国職員の出席 等	<ul style="list-style-type: none">・地域医療介護総合確保基金（県：医療介護推進基金）の令和2年度配分における優先配分・新たな病床ダウンサイジング支援（病床削減に伴う逸失利益等の補填。国庫10/10）を手厚く実施

4 「具体的対応方針の再検討等」における国の動向を踏まえた県の考え方

厚生労働省通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け厚生労働省医政局長通知）を受け、一定の基準に合致した公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検討等について、昨年度より、各地域医療構想調整会議にて検討を実施している。

このたび、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、新たに「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を計る。」とされた。

また、令和2年8月31日付け厚生労働省医政局長通知により、再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、厚生労働省において改めて整理の上、示すこととされている。

については、当面の地域医療構想調整会議における検討にあたり、今般の新型コロナウイルス感染症対策において各医療機関が果たしてきた役割等も踏まえつつ、地域の実情に応じて、医療機関の自主的な取組みを基本とした必要な検討を行っていく。